

## 48 産地偽装取締強化等対策

【264（249）百万円】

### 対策のポイント

悪質な産地偽装等が後を絶たない中、効果的・効率的な食品表示の監視を実施するため、食品の科学的分析による原産地判別等の結果を活用した取締りを強化します。また、加工食品の原料原産地表示制度の円滑な導入に向け、優良事例を調査し、取り組みやすいマニュアルの作成等を行います。

### <背景/課題>

- ・輸入食品の産地偽装等が後を絶たない中、食品表示監視業務において、産地偽装等の取締りを強化していくことが必要です。
- ・そのためには、民間の分析機関での原産地判別に係る分析や、販売されている牛肉に牛の個体識別情報が適切に伝達、表示されているかどうかを科学的に確認していくことが大切です。
- ・また、加工食品の原料原産地表示制度の円滑な導入に向け、取り組みやすいマニュアルの作成等を行う必要があります。

### 政策目標

- 食品表示の遵守状況の確実な改善
- DNA鑑定による牛肉の個体識別情報の正確な伝達の確保
- 加工食品の原料原産地表示についての適切な表示の推進

### <主な内容>

1. 産地表示適正化対策事業 13（15）百万円  
不適正な原産地が表示されているおそれのある商品や品目に対する取締りの一環として、原産地判別のための科学的分析を行います。

（委託費）  
委託先：民間団体等

2. 牛肉トレーサビリティ業務事業 230（234）百万円  
国内でと畜される全ての牛の枝肉から採取・保管された照合用サンプルと、小売店等から購入した牛肉とを照合し、その同一性をDNA分析により鑑定します。

（委託費）  
委託先：民間団体等

3. 食品表示・トレーサビリティ推進事業 21（一）百万円  
加工食品の原料原産地の表示方法、原料・製品等の管理方法、記録の作成方法等の優良事例を調査し、特に中小規模の食品製造業者等が取り組みやすいマニュアルを作成します。また、マニュアルを活用したセミナーを開催します。

（委託費）  
委託先：民間団体等

（お問い合わせ先：  
消費・安全局消費者行政・食育課 （03-3502-5724））